

3 精神科救急医療体制の確立

緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入

(1)改正のポイント

精神科救急医療体制の整備に資するよう、医療機関及び診察する医師が一定の要件を満たしている場合に限り、緊急その他やむを得ない場合に12時間を限度として、精神保健指定医の診察がなくとも、任意入院患者に対する退院制限、医療保護入院又は応急入院を行うことができる仕組みを導入する。

- ①任意入院患者から退院の申出があった場合(法第22条の4)
 - ・通常:指定医が診察し、患者の症状により退院制限(72時間以内)
 - ・緊急時:特定医師が診察し、患者の症状により退院制限(12時間以内)
- ②医療保護入院(法第33条)
 - ・通常:指定医が診察し、保護者の同意で入院(期間制限なし)
 - ・緊急時:特定医師が診察し、保護者の同意で入院(12時間以内)
- ③応急入院(法33条の4)
 - ・通常:指定医が診察し、入院(72時間以内)
 - ・緊急時:特定医師が診察し、入院(12時間以内)

(2) 省令等で規定する内容

①「一定の要件を満たす医療機関(特定病院)」及び②「一定の要件を満たす医師(特定医師)」の要件を省令等において以下のとおり定める。なお、応急入院に係る特例措置の対象となる病院は、応急入院指定病院であることが必要。

① 特定病院の要件

(ア) 精神科救急医療への参画

- ・ 応急入院指定病院であること、または同指定を受けることを計画しており当該都道府県等がその必要性を認めていること(応急入院指定病院と同水準の体制)。
- ・ 輪番病院として地域の精神科救急システムに参画していること。
- ・ 夜間休日診療を受け入れていること。

(イ) 良質な精神医療の提供体制の確立

- ・ 当該医療機関に複数の指定医が常勤していること。
- ・ 当該患者を受け入れる病棟(看護配置3:1以上に限る(地域において指定基準に適合する複数の精神科病院が無い場合にあっては、基準を適用しないことができる))に常時空床を確保していること。

(ウ) 精神障害者の人権擁護に関する取り組みの実施

- ・ 緊急時における入院等(任意入院患者の退院制限、医療保護入院、応急入院)に係る診察の特例措置の判断の妥当性について検証する院内事後審査を行うための委員会(複数の職種により構成)を設置し、原則月1回以上開催すること。
- ・ 院内に行動制限のモニタリング及び最小化を促すための委員会を設置し、月一回以上開催していること。

② 特定医師の要件

- ・ 医籍登録後4年間以上を経過していること。
- ・ 2年間以上の精神科臨床の経験(精神科臨床として算定するに当たっての考え方は、精神保健指定医資格におけるそれと同様とする。)を有していること。

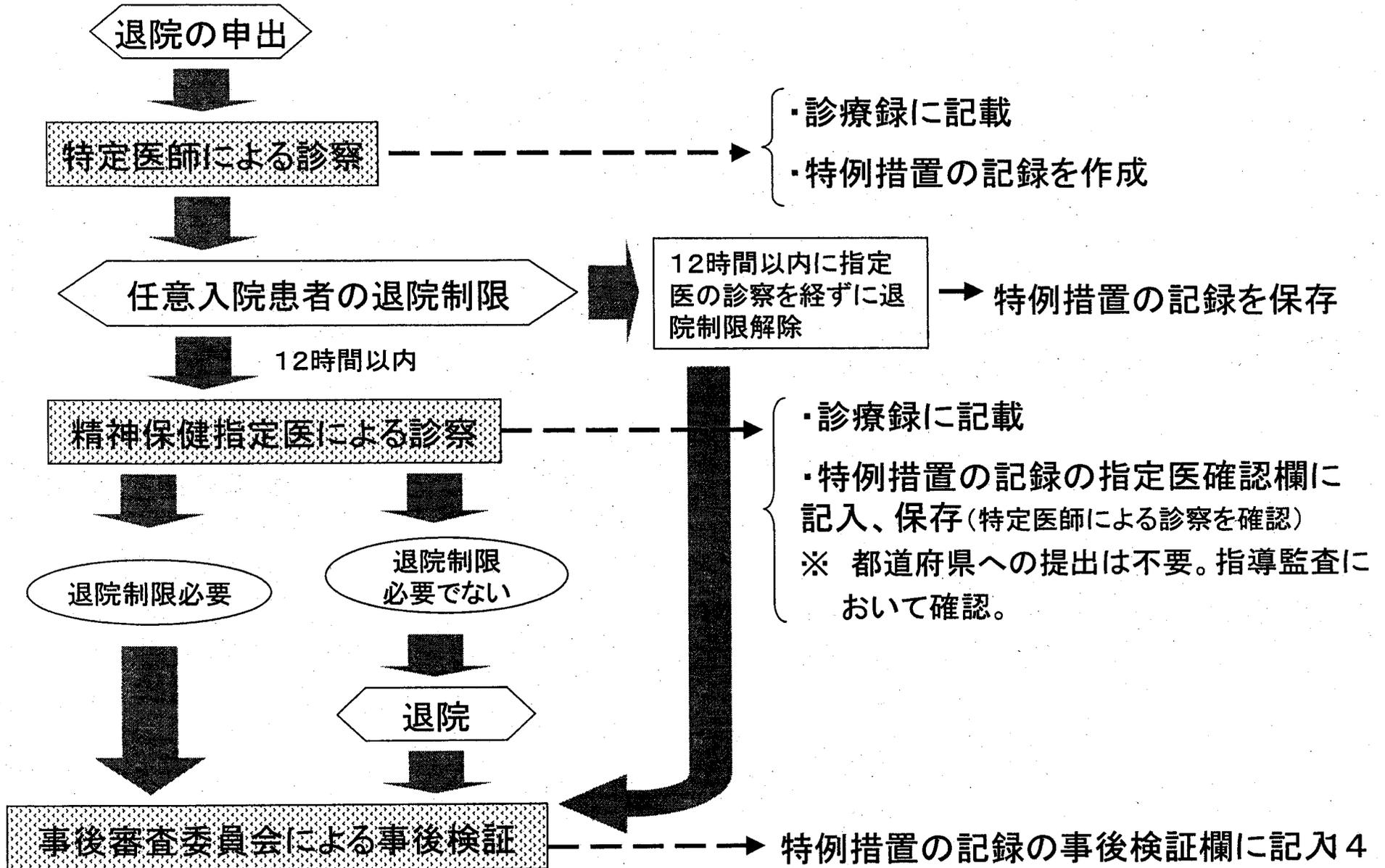
(3) 都道府県知事による特定病院の認定

都道府県において、精神科病院からの申出に基づき、

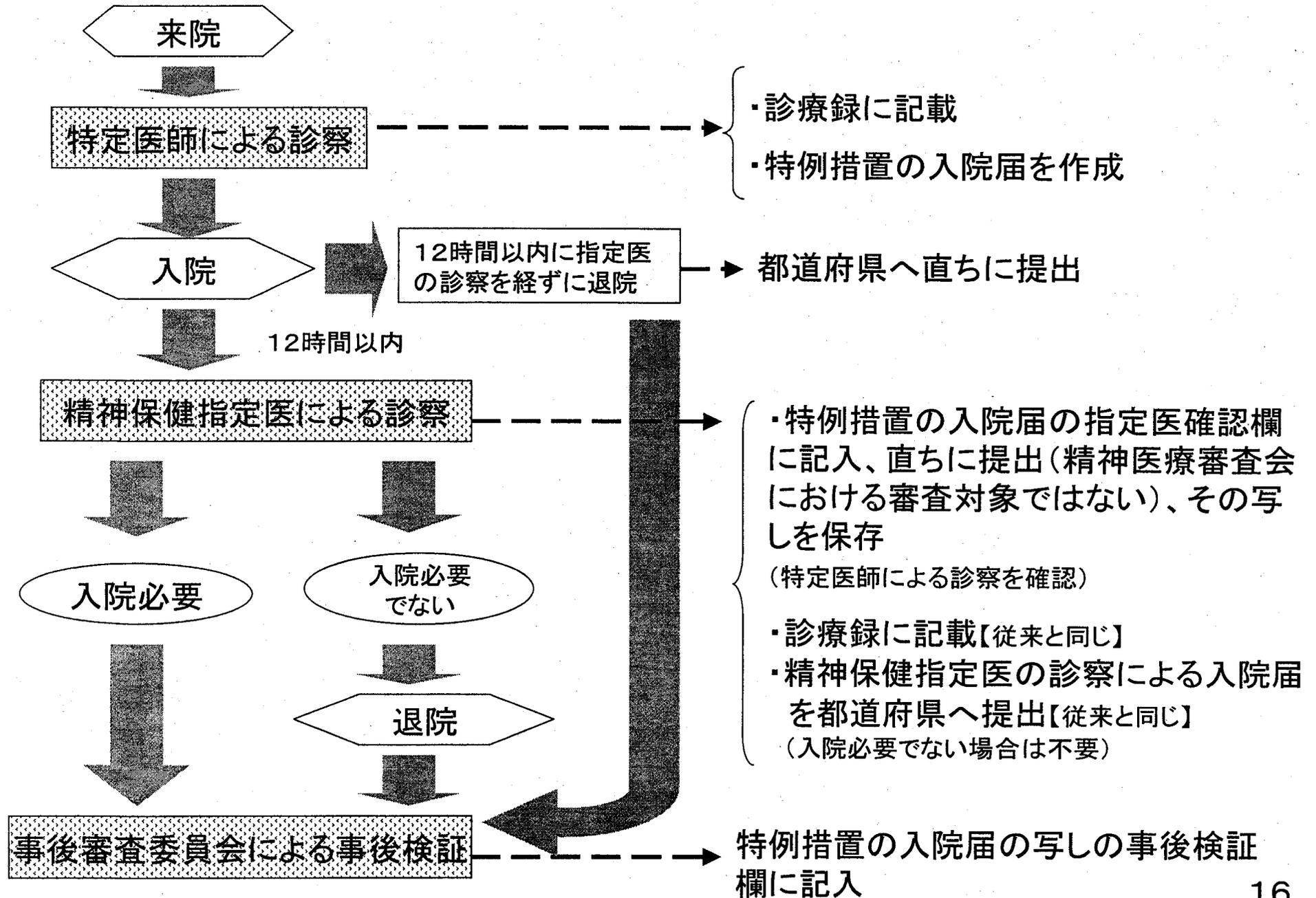
- ① 当該精神科病院が上記の要件を満たすこと、
- ② 当該精神科病院に上記の要件を満たす特定医師が配置されていることを確認の上、認定。

緊急時における入院等に係る診察の特例措置の手続き

① 任意入院患者の退院制限のケース



③ 応急入院のケース



○関係条文

第二十二條の四（略）

- 2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下「任意入院者」という。）から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。
- 3 （略）
- 4 前項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 精神病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

（医療保護入院）

第三十三條（略）

2・3（略）

- 4 第一項又は第二項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。
- 5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 精神病院の管理者は、第一項、第二項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(応急入院)

第三十三条の四 (略)

- 2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。
- 3 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條の四第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 4 第一項に規定する精神病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 第一項に規定する精神病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7(略)

4 精神障害者保健福祉手帳の見直し

精神障害者保健福祉手帳への写真貼付について

改正の趣旨

現行の精神障害者保健福祉手帳は写真貼付がないために本人確認が困難

- 公共施設の入場料や公共交通機関の運賃割引等の支援の協力を得る際に協力が得にくい。
- 精神障害者以外の者が精神障害者保健福祉手帳を悪用して、各種割引サービスを不正に受ける等のケースが報告されている。

以上の問題点を踏まえ、今般様式を見直し、写真貼付欄を設けることとした。

ポイント

- 施行時期；平成18年10月1日（予定）
- 新規の申請分から写真貼付。既交付分については更新時期に順次写真貼付する。
- 有効期限が残っている者でも希望があれば、新様式に変更することも可能。その際には、新たに診断書等の提出は求めない。

障害者特別給付金受給者の取扱いについて

1. 平成17年4月1日より、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が施行され、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者(うち障害基礎年金1級、2級相当に該当する者)に特別障害給付金を支給することとなっている。
2. 現行の精神障害者保健福祉手帳の申請手続きにおいては、
 - ①医師の診断書 又は
 - ②精神障害を事由とした障害年金を現に受給していることを証する書類を申請書の添付書類としている。
3. このため、申請者の添付資料を定めている省令及び通知を改正し、精神障害を事由とした特別障害給付金を現に受給していることを証する書類を上記2の②の添付書類に新たに加えることとする。

(裏表紙)

備 考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

(内面左)

写
ベスト半截

真
截

氏名

生年月日

性別

住所

障害等級

手帳番号

号

(内面右)

交付日	年	月	日
有効期限	年	月	日
(更新)			

都道府県（指定都市名）

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

-21-

精神保健福祉法改正事項等の10月施行に向けた当面のスケジュール

○国提示 ・ 都道府県等の対応

改正事項	7月	8月	9月	10月以降
改善命令等に従わない精神科病院の公表制度			・医療機関へ周知	
特定医師による特例措置			・医療機関へ周知 ・特定病院の認定受付	・特定医師による入院届出の受理 ・指導監査時に保存された記録を確認
定期病状報告制度の見直し	○改正省令公布 ○施行通知の発出		・条例案の準備(任意入院) ・医療機関へ周知 ・新規様式を医療機関へ配布	・条例施行(任意入院) ・新規様式による届出の受理 ・精神医療審査会における審査
長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入	○関係通知の改正		・医療機関へ周知 ・様式を医療機関へ配布	・指導監査時に保存された同意書を確認
隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備			・医療機関へ周知	・指導監査時に台帳の整備・記載状況を確認
精神障害者保健福祉手帳の写真貼付		・システム等の改修	・関係機関・団体へ周知 ・精神障害者保健福祉手帳及び申請書等の様式発注	・新規申請及び更新時に順次対応 ・有効期限が残っている者でも希望があれば、新様式と交換可能(診断書等は不要、有効期限は変更無し)